

令和6年 教育委員会

第1回 臨時会 議事日程

令和6年2月20日（火）

**第1 議 案**

【 九段中等経営企画室 】

- (1) 議案第4号「千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」

議案第4号

千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則（平成17年千代田区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

| 新（改正後）   | 旧（現行）  |
|--|--|
| <p>（入学金の減免）</p> <p>第7条 条例第5条の規定により入学金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者</p> <p>（2）前号に定める世帯と同程度又はこれに準ずる程度に困窮している世帯に属する者で、入学金の納付が困難と校長が認めるもの</p> <p>（3）前2号に規定する者のほか、校長が特に必要と認める者</p> <p>2及び3（現行に同じ。）</p> <p>（授業料の減免）</p> | <p>（入学金の減免）</p> <p>第7条 条例第5条の規定により入学金の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯に属する者</p> <p>（2）前号に定める世帯と同程度又はこれに準ずる程度に困窮している世帯（次条において「準生活扶助世帯」という。）に属する者で、入学金の納付が困難と校長が認めるもの</p> <p>（3）前2号に規定する者のほか、校長が特に必要と認める者</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（授業料の減免）</p>   |
| <p>第8条 条例第5条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、<u>教育長が別に定める者</u>とする。</p> <p>2 授業料の減免は、年度内に納付すべき授業料を対象として行うものとし、その額は、当該年度内に納付すべき授業料の額の全額又は2分の1の額とする。</p> <p>3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>  | <p>第8条 条例第5条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。<u>ただし、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に定める就学支援金の支給を受ける者を除く。</u></p> <p><u>（1）前条第1項第1号に該当する者</u></p> <p><u>（2）準生活扶助世帯に属する者で、授業料の納付が困難と校長が認めるもの</u></p> <p><u>（3）前2号に規定する者のほか、校長が特に必要と認める者</u></p> <p>2 <u>第1項に定めるもののほか、第5条第1項に規定する者（以下「休学者等」という。）は、同項に定めるところにより授業料を免除する。</u></p> <p>3 授業料の減免は、年度内に納付すべき授業料を対象として行うものとし、その額は、当該年度内に納付すべき授業料の額の全額又は2分の1の額とする。</p> <p>4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(減免の手続き)</p> <p>第9条 入学金又は授業料(以下「入学金等」という。)の減免を受けようとする者(第5条第1項に規定する者を除く。)は、入学金等減免申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に入学金等の納付が困難な事実を証明する書類(以下「添付書類」という。)を添え、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>第3号様式中</p> <p>3 減免を希望する理由</p> | <p>(減免の手続き)</p> <p>第9条 入学金又は授業料(以下「入学金等」という。)の減免を受けようとする者(休学者等を除く。)は、入学金等減免申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)に入学金等の納付が困難な事実を証明する書類(以下「添付書類」という。)を添え、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3号様式中</p> <p>3 減免を希望する理由(該当する番号を○で囲んでください)</p> <p>(1) <u>生活保護受給世帯</u></p> <p>(2) <u>生活保護受給世帯と同程度の世帯及び準ずる世帯(生活保護受給世帯以外の世帯)(具体的に記入してください)</u></p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>                   |  |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 九段中等教育学校（後期課程）の授業料実質無償化について

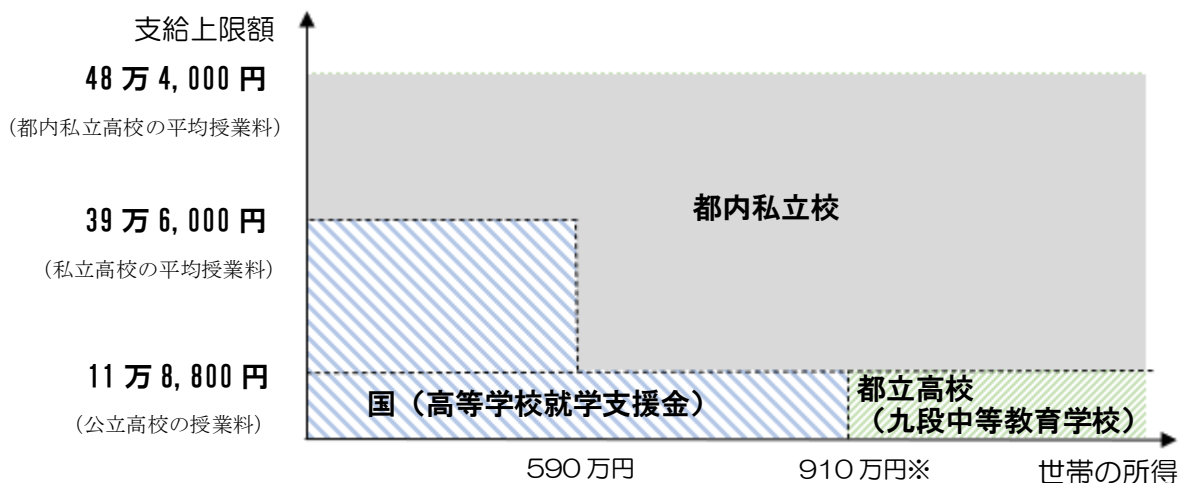
### 1 経緯

令和6年1月26日、東京都の令和6年度予算案が発表され、都立の高等学校・特別支援学校において所得制限を撤廃し、授業料の実質無償化が公表された。

また、私立高校等に対しても、授業料の実質無償化が公表されたが、区立や国立の高等学校等は対象外とされたため、区立九段中等教育学校（後期課程）の授業料も同様に実質無償化を行う。

### 2 内容

国の「高等学校等就学支援金」の支給対象とならない世帯について、九段中等教育学校（後期課程のみ）の授業料、年額118,800円を免除する。



※保護者等の課税所得の合計額≧年収910万円目安（2020.4以降）  
（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安）

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月 授業料無償化の開始